

みえ県民力 ビジョン 行動計画

《案》

【健康福祉部関係分】

平成 24 年 2 月

三 重 県

施策 113 食の安全・安心の確保

主担当部局：健康福祉部

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ^{注1}等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高い中、食品衛生対策を総合的に推進しているものの、食中毒は依然として発生しているため、食品事業者の自主衛生管理の促進や消費者への啓発などの対策のほか、食の安全・安心について県民の皆さんを含め幅広い分野の方々と連携して取り組むことが必要です。
- 原子力発電所事故に起因する放射性物質による農水産物への影響をはじめ、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫^{注2}などの食に関するさまざまな問題が発生しています。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が高まり、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料等の適正使用管理が必要です。

変革の視点

HACCP手法^{注3}を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、食品製造業に加え飲食店営業も対象としてこれまで以上に幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、家畜伝染病の未然防止や、まん延に備えた危機管理体制を構築するため、強化された飼養衛生管理基準の遵守を全農家に徹底します。

取組方向

- HACCP手法を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により、幅広い食品関連事業者等の自主的な取組を促進します。また、食品等の生産から販売に至る各段階で、食中毒の発生頻度等をふまえて、危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視・指導および検査を実施します。
- 食の安全・安心への消費者、事業者および生産者の相互理解を深めるため、食の安全性に関する情報を公開し、意見交換の場を充実します。
- 県内に流通する食品の安全・安心を確保するため、引き続き残留農薬、残留抗菌性物質、放射性物質等の総合的な検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病に係る監視指導体制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の推進、農薬・肥料等生産資材の適正な流通・使用指導を進めます。

平成 27 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
食品検査における適合率	100% (22 年度)	100%	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合

主な取組内容（基本事業）
<p>11301 食品の安全・安心の確保（主担当：健康福祉部） 食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制や食品事業者の自主管理体制を整備し、食品の安全・安心の確保を図ります。</p>
<p>11302 農水産物の安全・安心の確保（主担当：農林水産部） 家畜伝染病等の監視指導体制を強化するとともに、生産工程管理および衛生管理を推進し、農水産物の安全・安心の確保を図ります。</p>

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自主衛生管理（HACCP手法）導入取組施設数	147 施設 (22 年度)	172 施設	食品の製造・加工工程にHACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムを導入した食品製造施設数
高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率	100% (22 年度)	100%	「家畜伝染病予防法」において発生予防やまん延防止等を図ることとされている家畜伝染病について、県内で発生した場合の初動防疫での沈静化成功率

施策 1 1 4 感染症の予防と体制の整備

主担当部局：健康福祉部

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、社会機能が維持できています。

現状と課題

- これまでは、感染症の発生を早期に探知する仕組みが整備されておらず、関係機関間での迅速な情報共有も進んでいなかったことから、感染症の予防および拡大防止のために、より迅速かつ的確な感染症対策の取組が必要となっています。
- 近年、インターネット情報が氾濫していることから、これまで以上に感染症に対する正しい知識や情報を的確に提供するとともに、感染予防の啓発を進めていく必要があります。
- 新たな感染症の発生や腸管出血性大腸菌O157などによる集団発生が危惧されていることから、迅速かつ的確な予防対策を講じることができる人材の確保が必要となっています。
- エイズ(AIDS)等の感染拡大防止には、早期発見、早期治療が重要とされていますが、検診受診者数は減少傾向にあることから、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう啓発していく必要があります。

変革の視点

感染症対策をさらに推進するためには、発生の兆しを早期探知し情報共有していくことが重要であり、医療機関、保育所、学校等の関係機関とのネットワーク構築に取り組めます。また、新たな感染症への対応を迅速かつ的確に行うことができる、より高い専門知識を持った人材の育成に取り組み、その感染症情報化コーディネーター等が中心になって、よりわかりやすい情報を関係機関に速やかに提供して、感染症の予防対策を進めていきます。

取組方向

- 医療機関、保育所、学校等が感染症情報システムを活用し、各施設において感染予防対策を推進できるよう支援します。
- 感染症情報システムに基づく情報を公開することにより、県民一人ひとりが感染状況を把握し、感染予防対策がとれるよう支援します。
- 高い専門知識を持った感染症情報化コーディネーターを育成し、コーディネーター等が医療機関、保育所、学校等の関係機関と連携して、感染症予防に関する普及啓発を実施するとともに、腸管出血性大腸菌O157などによる感染症の集団発生防止に努めます。
- 感染拡大防止のために、早期発見が重要であるエイズ(AIDS)等については、県民の皆さんが積極的に検査を受けられるよう啓発するとともに、人権に配慮した相談・無料検査を実施します。

平成 27 年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識を高めるとともに、感染症の発生の兆しを早期探知できる新たな感染症情報システムが、全ての医療機関、保育所、学校等で活用されることにより、関係機関や保護者等が、地域の発生状況を監視して、発生時には速やかに感染拡大防止対策がとられています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
感染症の集団発生事例数	2件 (22年度)	0件	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく一、二、三類感染症の県内における集団発生の事例数

主な取組内容（基本事業）

- 11401 感染症予防普及啓発の推進**（主担当：健康福祉部）
 感染症予防に向けた啓発や発生に関する情報提供を行うことで、県民一人ひとりが感染症に対する正しい理解を深め、感染症の拡大防止につなげます。
- 11402 感染症危機管理体制の整備**（主担当：健康福祉部）
 感染症情報化コーディネーターを中心に、迅速かつ的確に原因究明を行い、効果的な予防対策を実施することで、感染症の拡大から県民の皆さんを守ります。
- 11403 感染症対策のための相談・検査の推進**（主担当：健康福祉部）
 エイズ（AIDS）等に関する相談・検査を推進し、これらの感染症のまん延を防止します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
感染症情報システムを活用している施設の割合	—	100%	全ての保育所、幼稚園、小中学校、高等学校および各種専修学校のうち、感染症情報システムを活用している施設の割合
感染症情報化コーディネーター数（累計）	—	100人	県が育成した感染症情報化コーディネーター数
HIV抗体検査件数	993件 (22年度)	1,100件	保健所においてHIV（エイズ(AIDS)の原因となるウイルス)抗体検査を行った件数

施策 1 2 1

医師確保と医療体制の整備

主担当部局：健康福祉部医療対策局

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと併せて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要なときに安心できる質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

現状と課題

- 医師や看護師等の不足・偏在などにより、地域における二次救急の輪番制の維持が困難な状況となっており、地域医療に従事する医師等の育成と定着促進や医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療を安定的に確保するための対策を行う必要があります。
- 「かかりつけ医」を持たないことなどから安易に救急車を利用することが多く、県民一人ひとりの地域医療に対する理解の促進と適切な受診行動が求められています。
- 安全・安心な医療を確保するため、医療に関する相談に適切に対応するとともに、医療機関の情報提供を進める必要があります。
- 医師や看護師等の不足などにより、一部の県立病院において、役割・機能が十分に発揮できていない状況にあることから、県立病院改革を着実に進める必要があります。
- 市町国民健康保険は、医療費が高い高齢者や低所得者などの被保険者が多く、小規模保険者もあり、財政基盤が不安定になりやすいことから、広域化に向けた環境整備や後期高齢者医療制度も含めた財政支援の拡充など、制度の見直しが求められています。

変革の視点

これまでの行政・医療機関が主体となった取組に加え、県民の皆さん自らが、地域医療に対する理解を深め、一人ひとりができることに取り組むことにより、地域の医療を守る行動等につなげていくとともに、医師や看護師等の医療従事者にとっても魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めていきます。

取組方向

- 医師の不足・偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みを構築することなどにより、特に若手医師の確保・定着に重点的に取り組むなど、医師や看護師等の医療従事者の確保対策を積極的に進めます。
- 救急医療体制を確保するため、ドクターヘリの運航や二次救急医療機関への支援など、市町等と連携して、初期、二次および三次救急医療体制を整備・充実します。
- 医療機関のさらなる機能分担・機能連携を推進するとともに、県民一人ひとりができることに取り組めるよう、企業、関係団体等と連携して啓発活動を進めます。
- 医療相談窓口における相談対応や医療機関への立入検査等を継続的に実施するとともに、医療機関の基本情報などを提供します。
- 県立病院においては、良質で満足度の高い医療を提供できるよう、県立病院改革を着実に進め、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を行います。また、県立志摩病院の指定管理者に対し適切な管理監督を行います。
- 市町国民健康保険について、「三重県国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、市町に対して県単位の広域化に向けた支援等を行うとともに、後期高齢者医療制度についても、三重県後期高齢者医療広域連合に対して財政支援等を行います。

平成 27 年度末での到達目標

減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保に向けた仕組みを構築することなどにより、医師の不足・偏在解消に向けた取組や、看護職員の確保に向けた取組が進むなど、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の整備が進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
人口 10 万人あたりの病院勤務医師数	118.6 人 (22 年度)	124.0 人 (26 年度)	人口 10 万人あたりの県内病院に勤務する常勤医師数

主な取組内容（基本事業）

12101 医療分野の人材確保（主担当：健康福祉部医療対策局）
医療機関における人材の確保や地域偏在等の解消等に努めます。また、医師や看護師等の医療従事者にとっても、魅力のある医療機関や医療体制づくりを進めます。

12102 救急・へき地等の医療の確保（主担当：健康福祉部医療対策局）
医療を必要とする人が場所や時間を問わず適切な医療を受けられる環境を整備します。また、県民の皆さんの地域医療に対する理解を深め、地域の医療を守る行動等につなげていけるよう取り組みます。

12103 医療の質の向上（主担当：健康福祉部医療対策局）
医療の安全確保や医療に関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供
（主担当：病院事業庁）
医療を必要とする人に対して、県立病院の役割に沿った良質で満足度の高い医療を提供します。

12105 適正な医療保険制度の確保（主担当：健康福祉部）
国民健康保険制度および後期高齢者医療制度が安定的に運営されるよう支援します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167 人	217 人	県内の臨床研修病院等で後期臨床研修を受けている医師数
県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	637 人 (22 年度)	665 人	県内看護師養成施設卒業者のうち、県内の医療機関等に就業した看護師数
救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	460 機関 (22 年度)	585 機関	県の救急医療情報システムに参加し、時間外診療を行っている医療機関数
医療相談件数	689 件 (22 年度)	741 件	三重県医療安全支援センターにおける相談件数
県立病院患者満足度	78.0% (22 年度)	80.0%	県立病院の患者を対象に実施するアンケートにおいて「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦する」と回答する患者の割合
市町が運営する国民健康保険の財政健全化率	27.6% (22 年度)	69.0% (26 年度)	市町が運営する国民健康保険のうち、一般会計からの赤字補てんがない市町の割合

施策 122 がん対策の推進

主担当部局：健康福祉部医療対策局

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

現状と課題

- がんは県内における死亡原因の第1位で、県内のがんによる死者は年間5千人を超え、過去10年間で約2割増加しています。そのため、生活習慣の改善などによる予防や、がん検診による早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図ることが必要です。
- がん医療に係る施設や設備、人材の充実を図るとともに、関係機関による医療連携体制の強化が必要です。
- がん患者およびその家族の不安、悩みを軽減するため、相談体制や情報提供の充実が必要です。
- 科学的な根拠に基づくがん対策を実施するためには、県内におけるがん罹患状況等の正確な把握が必要です。

変革の視点

がんの中でも、検診による死亡減少効果が高いとされる乳がん、子宮頸がん、大腸がんについて重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がんの発症予防が可能な肝臓がんの肝炎段階での早期治療を推進します。

取組方向

- 検診効果の高い乳がん、子宮頸がん、大腸がんを重点としたがん検診受診率向上が図られるよう、県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等との連携により、県民の皆さんが、がん検診の重要性に対する理解を深める取組を実施します。また、肝臓がん予防のため、発症の原因となるウイルス性肝炎の早期治療に向けた取組を拡充します。
- がん治療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院をはじめとするがん治療に携わる医療機関の施設、設備、人材の充実を支援するとともに、切れ目のない医療連携体制の充実を図ります。
- がん患者の療養生活の質の向上のため、医療機関が行う手術、放射線治療および化学療法を効果的に組み合わせた治療や緩和ケアの実施を支援します。また、がん患者とその家族のための相談体制・情報提供の充実を図ります。
- がん対策を効果的に推進するため、地域がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータを活用し、科学的な根拠に基づく取組を進めます。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等が連携してがん対策に取り組むことにより、がんに対する意識やがん検診受診率および検診精度の向上が見られ、がんの予防・早期発見が進んでいます。また、がんに対する医療体制や、がん患者とその家族に対する相談支援体制などを強化することにより、がん患者の療養生活の質が向上しています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	77.4人 (22年)	66.0人以下 (26年)	国が策定したがん対策推進基本計画の主目標の一つであり、がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成の異なる地域間の死亡状況が比較できるように年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数

主な取組内容(基本事業)
<p>12201 がん予防・早期発見の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局)</p> <p>県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等と連携し、がん検診の重要性に対する普及啓発や、肝臓がん予防のためのウイルス性肝炎の早期治療などのがんの予防・早期発見の取組を推進します。</p>
<p>12202 がん治療・予後対策の推進 (主担当：健康福祉部医療対策局)</p> <p>がん治療を行う医療機関の施設、設備、人材の充実や緩和ケアの実施などを支援することにより、がんに対する適切な治療を推進するとともに、がん患者とその家族のための相談体制・情報提供の充実を図ります。</p>

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 14.0%	乳がん 35.0%	乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
	子宮頸がん 19.0%	子宮頸がん 35.0%	
	大腸がん 18.2% (21年度)	大腸がん 35.0% (26年度)	
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	436人 (22年度)	1,050人	厚生労働省の示す開催指針に基づく緩和ケア研修を修了した医師数

施策 1 2 3

こころと身体 の健康対策の推進

主担当部局：健康福祉部医療対策局

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、県民一人ひとりに、適正な生活習慣が身につくことにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気のときも、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 糖尿病や高血圧症、歯周病などの生活習慣病に依然として多くの県民の皆さんが罹患していることから、日常における健康づくりから病気の予防、早期発見に対する県民の皆さんの意識の向上を図るとともに、関係機関による医療連携体制や予後に係る取組の強化が必要です。
- 本県の自殺者数は毎年 400 人前後と高い水準で推移しています。自殺は、失業、多重債務等の社会的要因や健康などの個人的な属性が複雑に関係し、うつ病などを発症しているケースが多いことから、総合的なうつ・自殺対策を進める必要があります。
- 難病患者が年々増えていることや平成 21 (2009) 年に臓器移植法が改正されたことなどに伴い、難病患者等に対する医療費助成や骨髄バンク・臓器移植の普及啓発などについて、引き続き推進していくことが必要です。

変革の視点

依然として多くの県民の皆さんが罹患している生活習慣病やうつ病などのこころの病気を防ぐために、ライフステージに応じた効果的な健康対策を推進します。

取組方向

- 運動・食事・禁煙・口腔ケアなど個人の適正な生活習慣の定着を支援するため、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等と連携して地域全体で県民の皆さんの健康づくりを進めます。
- 新たな法律の制定など、歯科口腔保健を取り巻く環境の変化をふまえた取組を進めます。
- うつ・自殺などこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、家庭、職場、地域などの絆を生かして、うつなどこころの悩みを持つ人を相談につなげる取組や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築を行います。
- 特定健康診査の受診率向上などの取組を進めることで、病気の予防・早期発見につなげるとともに、生活習慣病患者にとって、安心して療養できる体制の整備を進めます。
- 難病患者等への療養支援や生活支援を行うとともに、骨髄バンクや臓器移植についての普及啓発や臓器提供体制整備の推進に取り組みます。

平成 27 年度末での到達目標

地域の実情に応じて、県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等が連携してこころと身体 の健康づくりに取り組むことにより、自殺者数の減少や特定健康診査受診率の向上、歯科疾患の改善がみられ、県民一人ひとりの健康の増進と生活習慣の改善が進んでいます。また、生活習慣病患者や難病患者等に対する切れ目のない医療連携体制の充実や医療費助成などにより、安心して療養できる体制の整備が進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
健康寿命	男 77.1 歳 女 80.4 歳 (22 年)	男 78.1 歳 女 81.5 歳 (26 年)	国が定めた国民健康づくり運動「健康日本21」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

主な取組内容（基本事業）

12301 健康づくり活動の推進（主担当：健康福祉部医療対策局）

県民の皆さん、NPO、企業、学校、市町等と連携して、運動・食事・禁煙・口腔ケアなど、個人の適正な生活習慣が定着するための活動を支援し、県民一人ひとりの生活習慣の改善を推進します。

12302 こころの健康づくりの推進（主担当：健康福祉部医療対策局）

県民一人ひとりのこころの健康を保ち、健やかに生活できるよう、自殺対策情報センターを核として相談等に係る人材の育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築などのうつ・自殺対策を推進します。

12303 生活習慣病・難病対策の推進（主担当：健康福祉部医療対策局）

ライフステージに応じた生活習慣病対策を進めることで、重症化予防につなげます。また、難病患者等への適切な医療提供・療養支援を推進します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
8020 運動推進員数	260 人 (22 年度)	330 人	80 歳で 20 本以上自分の歯を残すことにより、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことをめざす 8020 運動の推進員数
自殺対策に係るネットワーク組織を設置している地域数	2 地域 (22 年度)	9 地域	自殺対策の推進のために、各地域（保健所単位）でネットワーク組織を設置している地域数（県全体で 9 地域）
特定健康診査受診率	40.2% (21 年度)	55.0% (26 年度)	三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率

施策 1 3 4 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保

主担当部局：健康福祉部

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体との連携により、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組んでいます。また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保された社会が構築されています。

現状と課題

- 薬物事犯の検挙者数は減少しておらず、大麻や合成麻薬の若年層による乱用も懸念されており、幅広い分野の方々と連携して薬物乱用防止に取り組んでいくことが必要です。
- 平成 21（2009）年度に一般用医薬品のリスクに応じた分類とそれに伴う医薬品販売時の情報提供の強化などを盛り込んだ新たな医薬品販売制度が導入されました。それに加えて県民の皆さんの医薬品等に対する関心が高まっていることから、事業者による製造から販売までの適正な品質確保や県民の皆さんへの医薬品等に関する情報提供がなお一層求められています。
- 動物に関する苦情や相談件数は毎年 10,000 件以上とここ数年減少しておらず、減少に向けて関係団体と連携して動物愛護精神の高揚に向けた啓発活動に取り組むことが必要です。

変革の視点

民間団体、学校、市町等と連携して薬物乱用防止活動を推進することで、県民一人ひとりの薬物乱用を許さない意識の醸成を図るほか、協力団体等の拡大などに取り組むとともに動物愛護管理業務を推進するため、動物愛護管理センターの機能の充実等に取り組めます。

取組方向

- 薬物乱用防止に向けて民間団体、学校、市町等と連携して、また協力団体をさらに拡大するなどにより、地域の実情に応じた薬物乱用防止活動を行うとともに引き続き再乱用防止対策や麻薬等を取り扱う施設の監視指導などに取り組みます。
- 医薬品製造業者や販売業者等に対する監視指導等を実施するとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の副作用や服用方法などに関する正しい知識の情報提供を進めます。
- 県内に流通する医薬品等の安全を確保するため、引き続き医薬品成分試験等の試験検査を実施するとともに、分析技術等の向上に努めます。
- 犬や猫の譲渡事業や動物愛護教室の開催など、関係団体等と連携した動物愛護精神の高揚に向けた広報・啓発のほか、動物による危害発生防止に取り組めます。

平成 27 年度末での到達目標

多くの関係機関等と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する意識が向上しています。また、医薬品や医療機器などの製造から販売に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全な医薬品等が供給されています。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
薬物乱用防止講習会の参加者数（累計）	145,197 人 （22 年度）	395,200 人	県等が行う薬物乱用防止講習会に参加した人数

主な取組内容（基本事業）

- 13401 薬物乱用防止対策の推進**（担当：健康福祉部）
 民間団体、学校、市町等の関係機関が連携して、薬物乱用防止に関する啓発活動、取締りおよび再乱用防止に取り組み、県民の皆さんの薬物乱用を防止します。
- 13402 医薬品等の安全な製造・供給の確保**（担当：健康福祉部）
 医薬品製造業者等に対する監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対して医薬品等の正しい情報を提供します。
- 13403 生活衛生営業の衛生水準の確保**（担当：健康福祉部）
 関係機関と連携して自主衛生管理の導入を進め、理・美容所、公衆浴場などの生活衛生営業者の衛生水準の向上を図ります。
- 13404 人と動物との共生環境づくり**（担当：健康福祉部）
 動物愛護や適正な管理に係る効果的な取組を推進するとともに、民間団体等との連携体制を確立し、動物による危害発生防止に取り組みます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
薬物乱用防止事業の協力者数	2,839 人 (22 年度)	3,194 人	県と連携して薬物乱用防止に関する啓発活動などを推進する協力者数
医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合	0% (22 年度)	0%	医薬品等の検査件数に対する承認規格等に適合していない医薬品等の割合
生活衛生営業施設における健康被害発生件数	0件 (22 年度)	0件	生活衛生営業施設における感染症による健康被害の件数
犬・猫の引取り数	3,799 頭 (22 年度)	3,285 頭以下	やむを得ず飼養できなくなって保健所へ引き取られた犬・猫および飼い主不明として保健所に持ち込まれた犬・猫の頭数

施策 141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実

主担当部局：健康福祉部

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じて介護サービス等が継続的に提供され、地域住民等による地域における見守りなどが行われることで、高齢者が地域で自立し、安心して暮らせるとともに、生きがいを持って「支え合いの地域社会」の担い手として活動しています。

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。
- 介護基盤の整備については、市町と連携して進めているところですが、施設サービスへのニーズが高いことから、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として多数となっています。また、介護サービスを支える人材の育成や資質向上が必要となっています。
- 今後ますます増加する認知症高齢者への対応として、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要であるとともに、地域における支援体制の整備が必要です。
- 地域における支え合いの絆が希薄化してきていることから、元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手となることが期待されています。

変革の視点

介護基盤の整備については、これまで特別養護老人ホームの整備数を目標にしてきましたが、今後は、施設サービスを必要とする入所待機者の解消を目標とし、市町と連携して整備を進めます。

また、高齢者の地域活動への支援については、これまで老人クラブなどの活動を中心に実施してきましたが、今後は広く高齢者が行う地域貢献活動等を支援することにより、元気な高齢者が地域で活躍できる場づくりを進めます。

取組方向

- 介護度が重度で在宅生活をしている特別養護老人ホームの入所待機者の解消をめざし、市町と連携して、特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備を進めるとともに、介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。
- 地域包括ケア^{(注)4}を推進するため、地域包括支援センター^{(注)5}の機能強化に努めます。
- 認知症の人やその家族に対する支援体制を整備するため、「多くの人々が認知症を正しく知る」ための啓発や、予防から医療、見守り、相談などの総合的な取組を関係者と連携して進めます。
- 元気な高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう、地域貢献活動に取り組む老人クラブをはじめとする高齢者団体への支援など、高齢者の社会参加に向けた取組を推進します。

平成 27 年度末での到達目標

施設への入所申込を行っている高齢者が多い中、介護度が重度で在宅生活をしている入所待機者のための介護基盤の整備が進むとともに、地域包括ケアの取組や認知症対策の実施により、高齢者や認知症の人が安心して暮らせる環境整備が進んでいます。
また、高齢者が生きがいを持って地域貢献活動などを行っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	2,240 人 (22 年度)	0 人	県内で在宅生活をしている高齢者のうち、介護度が重度の特別養護老人ホームの入所待機者数

主な取組内容（基本事業）

- 14101 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上**
 (主担当：健康福祉部)
 介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。
- 14102 介護基盤の整備促進** (主担当：健康福祉部)
 施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を支援します。
- 14103 在宅生活支援体制の充実** (主担当：健康福祉部)
 地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センターの機能強化に努めるとともに、総合的な認知症対策を進めます。
- 14104 高齢者の社会参加環境づくり** (主担当：健康福祉部)
 老人クラブ活動の支援などを通じて、高齢者が地域社会における支え合いの担い手として活躍できるよう支援します。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
主任ケアマネジャー登録数	566 人	846 人	ケアマネジャーに対する指導的役割等を担う主任ケアマネジャー登録数
特別養護老人ホーム(広域型)および介護老人保健施設整備定員数(累計)	12,985 床 (22 年度)	16,497 床	特別養護老人ホーム(広域型:定員 30 人以上)および介護老人保健施設の整備定員数
認知症サポーター数(累計)	49,385 人 (22 年度)	80,000 人 (26 年度)	認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーター数
地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数	724 人 (22 年度)	930 人	高齢者が地域社会を担う一員として行う取組を支援する「長寿社会活動・地域交流推進事業」研修会の参加者数

施策142 障がい者の自立と共生

主担当部局：健康福祉部

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、地域において自立した生活を営み、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

現状と課題

- 障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保が求められていますが、現状では十分に確保できているとはいえず、引き続き整備を続ける必要があります。
- 工賃倍増や職場実習等に取り組んできましたが、福祉的就労における工賃は依然として低く、現行の枠組みでは限界があるため、就労の場の確保や多様な働き方の選択肢が提供される必要があります。
- 障害者制度改革に向けた動きの中で、多様なサービスが提供可能となりましたが、個々の障がい者のニーズに対応したサービスの組み合わせや地域での利用可能なサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応できる相談体制の充実が必要です。
- 精神障がいのある人への支援に関しては、特に長期入院者の社会的入院を解消するため、地域で生活できるための仕組みづくり等が求められています。
- 障がい者への情報保障^⑥や社会参加の機会が十分ではなく、地域で自分らしく生活できない障がい者が少なくないため、障がい者が安心して社会参加できる環境整備が必要です。

変革の視点

障害者制度改革の流れをふまえ、新たな「社会モデル^⑦」の視点に立ち、障がい者が、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できるよう、県民の皆さんと共に、社会全体で支える取組を進めます。また、幼年期から老年期に至るまでの生涯を通じた障がい者の地域生活支援を途切れなく行うため、福祉、医療、教育、労働など、さまざまな分野との連携を強化して、総合的な施策の推進を図ります。

取組方向

- 障がい者の暮らしの場を確保するため、グループホームやケアホームを整備するとともに、日中活動の場を確保するための施設整備を推進します。
- これまでの就労に向けた支援に加え、共同受注窓口^⑧の運営や社会的事業所^⑨の設置の支援など、多様な働き方を見据えた事業を展開します。
- 障害保健福祉圏域ごとの総合相談支援センター^⑩を充実し、障がい児療育、就業生活支援、地域移行などに係る支援を行うとともに、県内全域を対象に、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび重症心身障がい等の障がいに関する広域・専門的な相談支援を実施します。
- 精神障がいのある人が、地域生活へ移行し、継続して生活できるよう、アウトリーチ（訪問支援）^⑪の一層の強化のほか、精神科救急システム体制の整備などを進めます。
- 障がい者のスポーツへの参加意欲の向上と機会の充実を図るとともに、全国大会や国際大会で活躍できるアスリートを育てられる環境づくりを進めます。
- 障がいの特性に応じた情報コミュニケーションに係る支援と社会参加のための環境整備を進めます。

平成27年度末での到達目標

障がい者のハード・ソフト両面での居住の場や日中活動の場を整備するとともに、一般就労に加え、新たな働き方を見据えた取組を進めることにより、地域で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数(累計)	1,064 人 (22 年度)	1,476 人	グループホーム、ケアホームおよび福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活をしている障がい者数

主な取組内容 (基本事業)

- 14201 障がい者福祉サービスの基盤整備の推進 (主担当：健康福祉部)
障がい者が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等の整備など、サービス基盤の整備を進めます。
- 14202 障がい者福祉サービスの充実 (主担当：健康福祉部)
障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援や、自立・就労に向けた支援など、生活全般にわたる障がい者福祉サービスの提供を行います。
- 14203 障がい者の相談支援体制の整備 (主担当：健康福祉部)
障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制の充実を図ります。
- 14204 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：健康福祉部)
休日・夜間における精神科救急医療体制を整備するなど、精神障がい者やその家族が安心して暮らせる体制づくりを進めます。
- 14205 障がい者の社会参加環境づくり (主担当：健康福祉部)
障がい者のスポーツ・文化活動への参加機会の充実、情報コミュニケーションに係る支援など社会参加のための環境整備を進めます。

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	4,438 人 (22 年度)	5,438 人	日中活動系の障害福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)を利用している障がい者数
雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数	50 人 (22 年度)	75 人	障がい者就労安心事業、知的障がい者就労スキルアップ講座、県の機関における職場実習事業等を通じて、雇用契約に基づく就労へ移行した障がい者数
総合相談支援センターへの登録者数	4,650 人 (22 年度)	5,750 人	障害保健福祉圏域ごとに設置した総合相談支援センターに支援を希望して登録した障がい者数
社会的入院から地域移行した精神障がい者数(累計)	316 人 (22 年度)	560 人	病状安定後も、退院後の受け皿がないことなどから社会的入院となっている精神障がい者のうち、「精神障害者地域移行支援事業」により退院した精神障がい者数
県障がい者スポーツ大会参加者数	1,373 人 (22 年度)	1,600 人	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加者数

施策 143 支え合いの福祉社会づくり

主担当部局：健康福祉部

県民の皆さんとめざす姿

地域住民による支え合いの体制づくりが進み、福祉分野における必要な人材が確保されることで、高齢者や障がい者、生活困窮者などが、その人の状況に応じて、必要な福祉サービス等を利用し、誰もが安心して暮らせる地域社会が構築されています。

現状と課題

- 地域における絆の希薄化等により、これまで以上に、高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとを、社会全体で支え合う体制づくりが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する法人等や利用者が増加する中、福祉・介護人材の安定的な確保と資質の向上や、効率的、効果的な指導監査の実施による社会福祉法人等の適正な運営を確保することが必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方の浸透に向けた取組が十分に進んでいないため、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。
- 依然として厳しい雇用経済情勢等を背景に、生活困窮者が増加しており、生活の保障と自立に向けた支援が求められています。
- 戦傷病者や戦没者遺族への支援については、対象者の高齢化に伴い、よりきめ細かな配慮が必要です。

変革の視点

高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、従来の日常生活への支援に加えて、成年後見制度などの権利擁護の取組を強化します。
また、新たに、歩行の困難な方が車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくなるようパーキングパーミット制度^{(注)12}を導入するとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークづくりを進めることにより、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。

取組方向

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア等の活動を支援し、住民が互いに支え合う地域社会づくりを推進するとともに、高齢者等が地域で安心して暮らせるよう権利擁護の取組を進めます。
- 福祉人材センターや教育機関等関係機関と連携し、福祉・介護人材の確保・養成を図るとともに、運営に課題のある社会福祉法人等を優先的に指導監査を行います。
- さまざまな主体と連携して、パーキングパーミット制度の定着に向けた普及啓発活動や学校での出前授業など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めるとともに、さまざまな主体をつなぐネットワークが構築されるよう働きかけます。
- 生活困窮に陥った方への適切な生活保護の実施と、被保護者の経済的自立や社会生活の自立に向けた支援を進めます。
- 戦傷病者や戦没者遺族に対して、よりきめ細かな支援を行います。

平成 27 年度末での到達目標

地域住民がボランティアに参加するなど、地域福祉活動が活発化するとともに、福祉・介護人材の確保・養成等を進めることにより、地域の高齢者や障がい者、生活困窮者などのうち福祉的支援を必要とする人びとに対し、質の高い福祉サービスの提供や利用のための支援が行われています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
福祉サービス利用援助を活用する人数	936人 (22年度)	1,450人	三重県地域福祉権利擁護センターが実施する福祉サービス利用援助事業の契約人数

主な取組内容（基本事業）

- 14301 地域福祉活動と権利擁護の推進**（主担当：健康福祉部）
 民生委員・児童委員やボランティアの活動を支援し、地域住民による地域福祉活動を推進するとともに、高齢者や障がい者の権利擁護を図ることで必要な福祉サービスを利用しながら地域で生活できるよう支援します。
- 14302 福祉分野の人材確保・養成**（主担当：健康福祉部）
 新たな人材の確保や求人と求職のマッチング支援、研修等を通じた資質の向上と定着支援などの取組を進めます。
- 14303 福祉サービスの適正な確保**（主担当：健康福祉部）
 社会福祉法人や介護保険事業者等が法令等を遵守した健全な運営を行うよう、効率的、効果的な監査を実施することにより、利用者への適切なサービスの提供を確保します。
- 14304 ユニバーサルデザインのネットワークづくりの推進**
 （主担当：健康福祉部）
 さまざまな主体によるネットワークづくりを推進し、これらの主体が中心となったユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。
- 14305 生活困窮者の生活保障と自立支援**（主担当：健康福祉部）
 失業等のため生活に困窮する方に対して貸付を行うなどの生活支援を実施するとともに、生活保護の適切な実施と生活保護受給者の自立支援を進めます。
- 14306 戦傷病者等の支援**（主担当：健康福祉部）
 戦争犠牲者への慰霊を行うとともに、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
民生委員・児童委員活動件数	552,213 件 (22 年度)	562,000 件	福祉サービスを必要とする人の立場に立って相談・支援を行う民生委員・児童委員の年間活動件数
介護関係職の求人充足率	27.4% (22 年度)	40.0%	県内の介護関係職に係る求人の充足数を年間の新規求人数で除した割合
適正な運営を行っている社会福祉法人の割合	78.0% (22 年度)	80.5%	社会福祉法人に対して原則として年1回実施する指導監査において適正と認められた法人の割合
さまざまな主体の連携によるユニバーサルデザインの取組実施数	30 件 (22 年度)	120 件	ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、学校、地域の団体、企業等が連携してユニバーサルデザインの課題に取り組んだ事例数
生活困窮者等の就労・増収達成率	41.9% (22 年度)	50.0% (26 年度)	就労支援プログラムを活用した生活保護受給者のうち、就労または増収を達成した者の割合
戦傷病者等の支援事業への参加者数	1,145 人 (22 年度)	1,145 人	戦傷病者や戦没者遺族のための各種支援事業への参加者数

施策231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり

主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

県民の皆さんとめざす姿

子ども自身の持つ力を育み伸ばそうとする「子どもの育ちを支える視点」が社会全体で共有され、子どもを見守り、豊かに育てることのできる家庭・地域づくりが進んでいます。

現状と課題

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざす「三重県子ども条例」に規定する県の取組を総合的に行う必要があります。
- 家庭の養育力の低下がいわれている中、子どもの育ちにおける家庭の役割の大切さが再認識されています。家族の絆を強め、その力が十分に発揮できるよう、適切な情報の提供、子どもの育ちについて考える機会の充実などに取り組む必要があります。
- 地域において、人と人とのつながりが希薄化し、子どもがさまざまな人とふれあう機会も減少しています。地域の大人が子どもの育ちを理解し、支えるといった実践を通じて、子どもが育つ環境を作っていくことが求められています。
- 有害情報の氾濫、インターネット被害の増大など、子どもの健全育成に係る問題について、社会全体で知識やスキル、情報を共有し、その防止に取り組むことが必要です。

変革の視点

これまで地域の企業、団体などさまざまな主体に働きかけ、連携して子どもの育ちの支援を進めてきましたが、今後は「三重県子ども条例」を推進する中で連携の拡充を図るとともに、各主体の自発的、主体的な活動が展開されるよう取り組みます。

取組方向

- 「三重県子ども条例」について、県民の皆さんの理解を促進するとともに、条例に基づく県の取組に係る評価などを行います。また、県政の各分野で子どもの視点を取り入れた事業展開が図られるよう全庁的に取組を進めます。
- 親や家族の役割について学ぶ機会や情報の提供を行うとともに、親子のふれあいの機会を充実します。また、地域で子どもの育ちを見守り支える取組が進むよう「みえの子育ちサポーター」を養成するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などさまざまな主体の参画により、子どもの支援活動が活発に展開されるよう取組を進めます。
- 子どもを有害な環境から保護するため、関係事業者の自主的な取組や協力を得て「三重県青少年健全育成条例」の適正な運用を図ります。

平成27年度末での到達目標

「三重県子ども条例」の普及啓発、条例に基づく取組の推進などを通じて、大人が子どもの育ちや子育てについての理解を深めるとともに相互に連携し、子どもへの体験・交流機会の提供、有害環境からの保護などに自発的に取り組んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
「三重県子ども条例」の認知度	35.0%	100%	「三重県子ども条例」を知っている県民の割合

主な取組内容（基本事業）

23101 子ども条例の普及と推進（主担当：健康福祉部子ども・家庭局）
 「三重県子ども条例」の普及啓発を図るとともに、県政の各分野の施策への子どもの声を反映する取組や子どもに関連する施策の評価など条例に基づいた取組を全庁的に進めます。

23102 家庭力・地域力の向上支援（主担当：健康福祉部子ども・家庭局）
 家族の絆を深めるために、親子がお互いを思いやるきっかけを提供するとともに、企業、団体等さまざまな主体と連携し、家族の絆が深まるようなフェスティバルの開催や企業が行う従業員の家族の絆を深めるための「家庭の日」等の取組の促進等を通じ、子どもの育ちを見守り支える取組を進めます。

23103 子どもの保護対策の推進（主担当：健康福祉部子ども・家庭局）
 「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施します。なお、新規店に対しては重点的に取り組みます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
キッズ・モニター活用事業数	6事業 (22年度)	10事業	県政の各分野で、子どもの声を反映するため、キッズ・モニター（小学校3年生から高校3年生が対象のモニター制度）を活用した事業数
「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数(累計)	776会員 (22年度)	1,500会員	子どもや子育て家庭を応援するためにさまざまな取組を進める「みえ次世代育成応援ネットワーク」を構成する企業や団体等の会員数
子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合	90.0%	100%	「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入対象店舗の中で、子どもの利用の多い店舗のうち、青少年健全育成協力店として登録している店舗の割合

施策 2 3 2 子育て支援策の推進

主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

県民の皆さんとめざす姿

子育てサービスを提供するさまざまな主体と共に、子育て支援策を進めることにより安心して子どもを生み育てられる環境が整っています。

現状と課題

- 保育サービスへのニーズが増加、多様化しており、保育所の待機児童の解消や特別保育の実施および放課後児童対策について、地域の実情に応じ市町に対する支援を行う必要があります。また、国において検討されている「子ども・子育て新システム^{※4}」については、市町と連携し、適切に対応していく必要があります。
- 母子保健に対するニーズが多様化・複雑化しているため、安心して妊娠・出産できる母子保健サービスの充実と経済的な支援、地域における相談体制の整備等が求められています。
- ひとり親家庭が増加傾向にあり、継続的に自立に向けた支援に取り組む必要があります。また、子育て家庭に対する経済的な負担を軽減する必要があります。
- 肢体不自由児や発達障がい児およびその家族に対する適切な医療・福祉サービスの提供が求められています。

変革の視点

子育て支援施策について、これまで県は、市町を支援するという視点で行ってきましたが、今後は地域の自主性や自立性の高まりに応じて、より専門性の高い分野や市町間の広域調整への支援に重点を移行していきます。また、供給側の論理ではなく、子育て支援サービスについて、今後は必要な人に必要なサービスを届けるための関係団体の主体的な活動が促進されるよう支援します。

取組方向

- 多様な保育ニーズに的確に応じられるように、特別保育等に係る実態調査分析結果をふまえ、関係者自らが検討にわりながら、市町と連携し、地域の実情に応じた特別保育等の実施や放課後児童対策の支援を行います。
- 不妊に対する経済的支援および相談体制の強化に取り組みます。
- ひとり親家庭等の自立支援や経済的支援に取り組むとともに、情報交換会の開催など、関係団体の主体的な活動が促進されるよう支援します。また、子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう環境整備に取り組みます。
- 子どもの心身の発達支援体制の強化をめざして、県立草の実りハピリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなる学園の一体的整備を進めます。

平成 27 年度末での到達目標

保育サービス、母子保健対策等が、地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して妊娠・出産・子育てのできる体制整備が進んでいます。

県民指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数	11,962 人	12,950 人	入所待機となりがちな低年齢児(0~2歳)の保育所利用児童数

主な取組内容（基本事業）

23201 保育・放課後児童対策等の充実

（主担当：健康福祉部子ども・家庭局）

待機児童の解消のため、保育所の整備を支援するとともに、地域の実情に応じた特別保育や低年齢児保育を支援します。

また、市町が実施する放課後児童対策を支援するとともに、障がい児の受け入れや、小規模放課後児童クラブに対する支援を行います。

23202 母子保健対策の推進（主担当：健康福祉部子ども・家庭局）

母子保健サービスを促進するため、市町の取組を支援するとともに、不妊に悩む夫婦に対する経済的支援および相談体制の強化に取り組めます。

23203 ひとり親家庭等の自立の支援（主担当：健康福祉部子ども・家庭局）

ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的支援や生活支援、さらに関係団体が行う情報交換会の開催などの取組を支援します。

また、県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を進めます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
病児・病後児保育所の実施地域数（広域利用含む）	15 地域 (22 年度)	20 地域	病気または回復期にある児童を一時的に保育できる施設が確保されている地域数
三重県不妊専門相談センターへの相談件数	158 件 (22 年度)	220 件	三重県不妊専門相談センターで不妊に悩む夫婦やその家族からの相談に対応した件数
ひとり親家庭情報交換会参加者数（累計）	36 人	1,000 人	ひとり親家庭の親同士の話し合いや情報交換の場に参加した人数

施策 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進

主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

県民の皆さんとめざす姿

児童虐待相談が増加傾向にある中で、地域社会全体で未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことにより、児童虐待から子どもが守られています。また、社会的養護を必要とする児童に対する適切な支援が行われています。

現状と課題

- 児童虐待に係る相談件数が増加し、その内容も複雑化しているため、児童相談所の対応力ならびに市町等と連携した取組の強化が必要です。
- 児童虐待防止に地域社会全体で取り組んでいくために、県民の皆さんに対するより一層の啓発が必要です。
- 児童虐待を未然に防止するため、思春期から命の大切さや家族観を醸成するとともに、安心して妊娠・出産ができる支援体制の整備が求められています。
- 虐待を受けた児童が増加する中、児童養護施設などに入所している社会的養護を必要とする児童には、家庭的な環境の中でのきめ細かなケアが求められています。

変革の視点

児童虐待を未然に防止する観点から、特に若年層に対する取組を強化します。また、社会的養護を必要とする児童に対する家庭的ケアをこれまで以上に推進するために、関係者・団体が一丸となって取り組みます。

取組方向

- 平成 23 (2011) 年度における児童虐待防止に関する市町支援のあり方検討をふまえ、児童相談所の法的対応力の強化、市町に対する的確な技術的支援と連携強化に取り組むとともに、児童虐待防止のための啓発に取り組めます。
- 医療、保健、教育等関係団体が主体的に連携し、児童虐待の要因となりうる若年層の望まない妊娠をなくす取組や乳児期特有の育児不安を解消する取組を支援します。
- 三重県における社会的養護のあり方を検討し、児童養護施設等における小規模グループケアや里親委託等家庭的ケアを促進するとともに、要保護児童の自立や家庭復帰を支援します。

平成 27 年度末での到達目標

市町等と連携した児童虐待相談への適切な対応や、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進んでいます。
また、児童養護施設などに入所している児童等に対する家庭的ケアの環境整備が進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
児童虐待通告に対する 48 時間以内の安全確認の実施率	100% (22 年度)	100%	児童虐待通告を受けて、48 時間以内に安全確認を実施した割合

主な取組内容（基本事業）

23301 児童虐待対応力の強化（担当：健康福祉部子ども・家庭局）

児童虐待を防止するため、児童相談所職員の法的対応力や市町職員の相談対応力等の能力向上を図るとともに、市町に応じた支援を行い、迅速・的確な連携を図ることにより、三重県全体の児童虐待対応力を強化します。

23302 児童虐待の未然防止の推進（担当：健康福祉部子ども・家庭局）

児童虐待の未然防止のため、関係団体と連携して思春期特有の悩みを相談できる仲間づくりに取り組むとともに、若年層の妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制の充実を図ります。

23303 社会的養護が必要な児童への支援

（担当：健康福祉部子ども・家庭局）

三重県における社会的養護のあり方を検討し、児童養護施設等の小規模グループケアや里親への委託等により、家庭的ケアを促進するとともに、入所児童に対する学習支援や退所児童の身元保証等の家族再生・自立支援に取り組みます。

県の活動指標			
目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
市町の児童相談対応力向上のために共に取り組んだ件数	—	29 件	県が平成 23 年度に実施した市町支援のあり方検討で判明した問題点・課題に対し、市町と共に、児童相談の対応力向上のために取り組んだ件数
思春期ピアサポーター養成者数(累計)	—	120 人	思春期ピアサポーター(思春期特有の悩みを相談できる仲間)を養成した数
要保護児童に対する家庭的ケアの実施率	34.0% (22 年度)	43.0%	要保護児童(児童養護施設等入所児童および里親等委託児童)のうち、家庭的ケア(乳児院、児童養護施設での小規模グループケアおよび里親・ファミリーホーム委託)を受けている児童の割合

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

主担当部局：健康福祉部医療対策局

解決すべき課題

- 県内の医師数は、全国平均を大きく下回り、地域間、診療科目間および病院・診療所間の偏在が拡大しています。また、減少傾向にある若い世代の医師の確保・定着促進が急務となっています。
- 看護職員についても、依然として不足しており、確保・離職防止対策の充実のほか、高度化・多様化する医療現場に的確に対応できる看護職員の養成が重要な課題となっています。
- 地域によっては救急医療をはじめとする医療提供体制の維持が困難となる状況が生じており、医療資源を有効に活用するための対策が必要です。
- 県民の死亡原因の第1位はがんであることから、総合的ながん対策を進める中で、特に全国と比較して低位で推移しているがん検診の受診率の向上に向けた取組を強化するとともに、肝臓がん発症の主な原因であるウイルス性肝炎の早期治療を推進する必要があります。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。
- 県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。
- がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
二次救急病院における勤務医師数	1,305人 (22年度)	1,322人 (23年度)	1,373人 (26年度)
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 14.0% 子宮頸がん 19.0% 大腸がん 18.2% (21年度)	乳がん 22.4% 子宮頸がん 25.4% 大腸がん 24.8% (23年度)	乳がん 35.0% 子宮頸がん 35.0% 大腸がん 35.0% (26年度)

[目標項目の説明]

- ・県内の二次救急病院（33 病院）における勤務医師数
- ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率

プロジェクトの構成

実践取組 1

「医師や看護師等の不足・偏在」 を解消するために

医師や看護師等の不足・偏在に対応するため、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みの構築などの対策に取り組みます。

(1) 医療従事者の確保

- ① 県内の医師不足状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりとその運用等を行う「三重県地域医療支援センター（仮称）」の運営や、女性医師の子育て・復帰支援、指導医の確保・育成等、若手医師のキャリア形成と医師の不足・偏在解消の取組を進めます。
- ② 不足する看護師、助産師などの確保に向けて、看護学生の県内就業率の向上、新人看護職員の離職防止、潜在看護職員の復帰支援などに取り組むとともに、医療現場のニーズをふまえた資質の高い看護職員の養成を支援します。

実践取組 2

「地域の救急医療体制の課題」 を解決するために

医療資源を有効に活用するため、医療に関する情報を提供し、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携を進めるとともに、救急医療体制の充実を図ります。

(1) 適切な受診行動等の普及啓発

- ① 県民の皆さんの適切な受診行動を促進し、医療機関の機能分担・機能連携を進めるため、医療に関する情報提供や適切な受診行動等について普及啓発を進めます。
- ② 救急医療情報システム等を活用して、初期救急医療機関に関する診療情報を提供します。

(2) 救急医療体制の充実

- ① 周産期医療体制および小児救急医療体制の整備を図るとともに、二次救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関等の施設・設備の整備や病院群輪番制病院における救急医の確保に対して支援等を行います。
- ② ドクターヘリの運航や救命救急センターの運営支援など三次救急医療体制の充実を図ります。

実践取組 3

「がんに対する不安・悩み」 を解消するために

がんに対する不安・悩みを解消するため、予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じた総合的ながん対策を推進します。

(1) がん予防・早期発見の推進

- ① がんの予防・早期発見のため、県民の皆さん、NPO、企業、医療機関、市町等と連携し、検診による死亡減少効果が高い乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんについて、重点的に検診受診率の向上を図るとともに、がん検診の精度の向上をめざします。また、ウイルス性肝炎の早期治療を推進します。

(2) がん治療・予後対策の推進

- ① がんの治療と予後に関して、がん治療に携わる医療機関の施設、設備、緩和ケア人材等の充実や切れ目のない医療連携体制の充実を図るとともに、相談体制・情報提供の充実を図ります。また、地域がん登録を実施して、県内のがんの罹患状況等を把握し、科学的な根拠に基づくがん対策を推進します。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組 1 県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	167人	180人	192人	205人	217人
	637人 (22年度)	644人	651人	658人	665人
実践取組 2 救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	460機関 (22年度)	510機関	535機関	560機関	585機関
実践取組 3 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数	436人 (22年度)	690人	810人	930人	1,050人

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

主担当部局：健康福祉部子ども・家庭局

解決すべき課題

- 東日本大震災を契機として、身近なところでの絆が再認識されている中、この機運が子どもを育む家族の絆の再認識と強化につなげられるよう集中した取組が求められています。
- 児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて身近に相談等が受けにくい若年層への集中的な取組が必要です。また、放課後児童対策について、さまざまな支援が求められています。
- 先行き不透明な社会情勢を背景にして将来に対する不安感や閉塞感が広がる中、安心して子どもを産み育てられるよう、家庭等への経済的支援等が必要となっています。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。
- 若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。
- 子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生み育てられる取組が進んでいます。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
「みえの子育てサポーター」 認証者数（累計）	593人 (22年度)	3,250人	10,000人

【目標項目の説明】

- ・「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育てサポーター」として県が認証した人の数

プロジェクトの構成

実践取組 1

「希薄化している家族の絆の再生」
を図るために

子どもが豊かに育つためには、家族の関わりが大切であることから、家族の絆の再生と強化に取り組みます。

(1) 家族の絆づくり

- ① 企業が行う従業員の家族の絆を深めるため「家庭の日」の取組を促進するなど、子どもが育つ場としての家庭の重要性を再認識する機運の醸成を図ります。
- ② 親子や家族がふれあい、絆を深める場として、企業、団体、大学などさまざまな主体と連携・協働して家族と一緒に参加できる機会を増やすなどの取組を進めます。
- ③ 子どもや子育て中の家族を地域社会全体で支えることができるよう、「みえ次世代育成応援ネットワーク」などの活動促進にむけた情報提供、交流機会の拡充等を行います。

(2) 家庭的養護体制の充実

- ① 三重県における子どもに対する社会的養護体制のあり方を検討し、要保護児童が家庭的な養育環境の中で、きめ細かなケアが受けられるよう、児童養護施設等における小規模グループケアの促進や里親・ファミリーホームへの委託等の環境整備を進めます。

実践取組 2

「子どもの育ちに関する課題」
を解決するために

子どもを安心して生み育てられるよう、若年層における虐待の予防と放課後児童対策を支援します。

(1) 若年層における児童虐待の予防

- ① 医療、保健、教育等関係団体と連携し、若者に対して家族観の醸成を図るとともに、若者の抱える性の悩みや望まない妊娠等に対応するため、「妊娠SOSダイヤル(仮称)」の設置や思春期ピアサポーター^{注)} 1の養成に取り組みます。
- ② 若年層の妊娠や出産、子育てに関する不安に対応するために、適切な情報提供とともに、医療、保健、教育等関係団体とのネットワークづくりなどに取り組みます。

(2) 放課後児童対策の支援

- ① 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置および運営に対して支援します。

実践取組 3

**「子育てに関する経済的な不安」
を解消するために**

子どもを安心して生み育てられるよう、家庭等への経済的支援を行います。

(1) 子どもの医療費助成

- ① 子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、子ども医療費助成制度について、補助対象を小学校6年生まで拡大します。

(2) 不妊治療への経済的支援および不妊専門相談の実施

- ① 不妊に悩む夫婦が安心して治療に臨めるように、不妊治療に対する経済的支援を行うとともに、専門相談体制の充実に取り組みます。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組 1 「家族の絆」 一行詩コンクールへの参加作品数	6,967点	7,500点	8,000点	8,500点	9,000点
実践取組 2 思春期ピアサポーター養成者数	—	30人	60人	90人	120人
実践取組 3 子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで	小学校6年生まで対象拡大 →			

注) 1 思春期ピアサポーター：思春期特有の悩みや相談を共有し、互いに支え合える仲間。

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

主担当部局：健康福祉部

解決すべき課題

- 全ての人障がいの有無に関わらず、地域社会の中で権利の主体として「共に生きる」社会の実現が求められています。
- 障がいのある人が地域社会で生活するためには、グループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場の充実が必要であり、引き続き整備を続ける必要があります。
- 障がいのある人が精神的、経済的に自立していくためには、就労の場の確保と適切な支援が必要ですが、一般就労の場やそこでの支援は十分ではなく、多くの障がい者が在籍している福祉的就労における工賃も依然として低い現状にあります。
- 個々の利用者のニーズに対応したサービスの組み合わせや、地域で利用できるサービスの選択など、個人の課題にきめ細かく対応でき、ライフステージに応じた途切れのない相談体制の充実が必要です。

県民の皆さんに成果をお届けします（プロジェクトの目標）

- 障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。
- 障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

プロジェクトの数値目標

目標項目	H23 (現状)	H24	H27
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	242人 (22年度)	253人	278人

【目標項目の説明】

- ・県の就労支援事業（障がい者就労支援事業、農福連携・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数

プロジェクトの構成

実践取組 1

「地域での生活基盤の不足」 を解決するために

障がいのある人が、地域で安心していきいきと暮らせるように暮らしの場や日中活動の場の整備を進めます。

(1) 暮らし、日中活動の場の整備

- ① 誰もが地域で暮らすことができるようにグループホームやケアホームを整備するとともに、これまで難しいとされてきた重い障がいのある人たちのグループホーム等の利用を支援します。
- ② 急増する特別支援学校卒業予定者に対応し、日中活動ができるよう、場の整備を進めます。

実践取組 2

「働くことへの課題」 を解決するために

障がいのある人が、地域で働きながら暮らせるように、就労の場や多様な働き方の提供を進めるとともに、就労の継続に向けた支援を行います。

(1) 特別支援学校における就労支援の充実

- ① 特別支援学校に職業に関するコース制を導入し、職場実習を中心に据えた教育課程の編成を図るとともに、企業等で人事、総務部門の経験を有する外部人材を配置し、職域開拓をさらに充実します。

(2) 福祉分野における就労支援の充実

- ① 就労の機会と安定した収入の確保に向けて、共同受注窓口^{(注) 1}の取組を実施します。
- ② 障がいのある人とない人が対等の立場で働く、一般就労や福祉的就労でない新しい働き方である社会的事業所^{(注) 2}の設置を支援します。

(3) 農福連携による就労支援の促進

- ① 福祉事業所の農業参入や農業経営体への障がい者の就労を促進するため、農業者への意識啓発や支援体制の整備などの取組を実施します。

(4) 企業における就労促進等

- ① 障がい者の働く場を広げるため企業への働きかけを行うとともに、地域の事業所等での職場実習により障がい者の就労を促進します。

実践取組 3

「日常生活上の支障や不安」 を解決するために

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制を整備します。

(1) 広域的・専門的な相談支援体制の整備

- ① 障がいのある人が個人のニーズや特性、ライフステージに応じた途切れのない相談支援が受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備を行います。

(2) 早期からの一貫した教育支援体制の整備

- ① 発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の一貫した支援ツールとして、「パーソナルカルテ^{注)3}」を作成し、情報を円滑に引継ぐことができる相談支援体制を整備します。

(3) こどもの発達支援体制の強化

- ① 肢体不自由児および発達障がい児とその家族が適切な医療・福祉の支援が受けられるよう、地域支援機能を高めるとともに、県立草の実リハビリテーションセンターおよび県立小児心療センターあすなろ学園の一体的整備を進めます。

プロジェクトの年次目標

実践取組 の目標	H23 (現状)	年次計画			
		H24	H25	H26	H27
実践取組 1 障がい者の日中活動を支援する事業 ^{注)4} の利用者数	4,438人 (22年度)	4,838人	5,038人	5,238人	5,438人
実践取組 2 民間企業における障がい者の実雇用率	1.51%	1.54%	1.58%	1.62%	1.65%
実践取組 2 福祉的就労に従事している障がい者の平均賃月額	12,400円 (22年度)	13,000円	13,300円	13,600円	13,900円
実践取組 3 総合相談支援センターへの登録者数	4,650人 (22年度)	5,090人	5,310人	5,530人	5,750人

注) 1 共同受注窓口：46 ページをご覧ください。

注) 2 社会的事業所：46 ページをご覧ください。

注) 3 パーソナルカルテ：90 ページをご覧ください。

注) 4 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）